

登米市 人・農地プランについて

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 29 日

登米市長 熊谷 盛廣

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

登米市全域

2. 協議結果をとりまとめた年月日

平成 31 年 3 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法 人	1 0 2 経営体
個 人	9 8 2 経営体
集落営農（任意組織）	1 組 織
合 計	1, 0 8 5 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手は十分にいますか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理事業の活用方針

- ・地域の農地所有者は原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理事業に貸し付ける。
- ・土地利用型農業により発展を図ろうとする意欲的な担い手に対し、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を進める。

6. 今後の地域農業のあり方

- ・稲作をベースに畜産と高収益の作物を基本とした園芸の振興を図り、高生産性・高収益を実現するため複合経営を拡充する。
- ・生産から加工・販売までを組み合わせた取り組みや地域の食品産業との連携を支援する。
- ・登米ブランドの確立や特別な栽培方法によるこだわり産品の高付加価値化を目指す。
- ・就農に関する情報提供・相談活動、研修あっせん、経営指導等の支援を行い新規就農の促進を図る。